

全建発第35号
令和4年9月9日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
専務理事 山崎 篤男
〔公印省略〕

働き方改革推進支援センターとの連携及び同センターの利用促進について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。本会の活動につきましては日頃から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

本会においては、令和3年5月11日付け全建発第14号により働き方改革推進の取組として「2+360運動」を展開しているところです。

建設業においては、時間外労働の上限規制が適用されるまで1年半余りとなり、働き方改革推進への取組は待ったなしの状況にあります。本会としては、「2+360運動」推進の一助として、働き方改革推進支援センター本部（厚生労働省が全国社会保険労務士会連合会に委託して設置、以下「センター本部」という。別添1リーフレット参照。）と連携し、同本部等が行う「働き方改革推進支援センター事業」（厚生労働省若しくは都道府県労働局委託事業）の活用・協力を行うことといたしました。当該事業は、会員企業における働き方改革の推進に資するものと考えられることから、貴協会においてできる限りの対応をお願いいたします。

なお、今後の本取組の一層の充実を図るため、貴協会における都道府県働き方改革推進支援センター（都道府県労働局が委託設置、以下「都道府県センター」という。別添2リーフレット参照。）の利用状況について、別紙様式により令和4年12月末までに労働部あてメールにて御報告くださいますようお願いいたします。

記

1 働き方改革推進支援センターの活用について

(1) 都道府県建設業協会等における活用

都道府県センターでは、働き方改革関連法や36協定の作成方法、賃金引き上げ支援の周知、雇用・労働分野の助成金の活用方法などに関する事業主向けセミナーの開催やセミナーへの講師派遣を行っているので、貴協会から都道府県センターに相談し、セミナーの開催や講師派遣を要請するなど、同センターの活用を図っていただきたいこと。なお、講師料は無料となっていること。

(2) 会員企業に対する個別相談サービスの利用勧奨

都道府県センターでは、社会保険労務士等による「個別企業」への訪問コンサルティング（原則3回、テーマによっては6回）を無料で行っているため、会員

企業に対して、その利用促進を勧奨していただきたいこと。

※ 訪問相談サービスを希望する会員企業は「訪問相談サービス FAX 申込書」（別添3参照。）により申込することとなっていること。

2 都道府県協会への協力依頼事項について

9月中旬を目処に、センター本部から、貴協会にリーフレット等が封入された封筒が送付される予定になっているので、その封筒を会員企業に送付していただきたいこと。

封筒は、貴協会の会員数分が送付されること。

封筒には、①A4・4ページの「建設業の経営者の皆さまへ」と題したリーフレット、②働き方改革推進支援センターのご案内、③訪問相談サービス FAX 申込書、④本会作成の「2+360 運動」周知用リーフレット、の4種類の資料が封入されていること。

※ 本資料については、別途電子データでも送信する予定であること。

※ 封筒の送付時期は9月中旬を予定しているが、確定次第メールにてご連絡すること。

※ 都道府県協会と都道府県センターとの連携については、センター本部から都道府県センターあて周知済みであること。

以上

(担当：労働部 古田、吉田)

別紙報告様式

都道府県センターを活用した事業主向けセミナー等の開催状況

協会名 _____

1 セミナーの開催状況	① 既に関催済み（回数： 、参加企業数 ） ② 今後開催予定（ ）月頃 ③ 今年度中の開催予定ない
2 個別相談会※の開催状況	① 既に関催済み（回数： ） ② 今後開催予定（回数： ） ③ 今年度中の開催予定はない
3 セミナーのテーマ・内容	主な内容：
4 センターの支援メニューに対する要望	

※個別相談会は、事業主セミナーの修了後等にセミナー参加者等を対象に行われた相談会のことを記載すること。